

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社財務規程第 6 1 条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領の規定によるものとする。

令和 8 年 1 月 2 9 日

公益財団法人埼玉県下水道公社

理事長 武井 裕之

記

1 入札対象	
(1) 件名	産業廃棄物処分業務委託（1）
(2) 場所	荒川水循環センター（戸田市笹目地内）
(3) 期間	契約確定の日から令和 8 年 3 月 1 0 日まで
(4) 概要	ア 目的 本業務は、荒川水循環センターから発生する産業廃棄物（廃プラスチック類・金属くず・木くず・ガラス陶磁器くず）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理するために実施するものである。 イ 業務内容 荒川水循環センターから発生する産業廃棄物（廃プラスチック類・金属くず・木くず・ガラス陶磁器くず）の収集運搬処分業務一式
2 落札者の決定方法	本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「執行要領」という。）に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 (1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。
4 設計図書等	令和 8 年 1 月 2 9 日（木） 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 2 月 6 日（金） 1 6 時 0 0 分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当

	設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧・貸与の期間及び場所は上に示すとおりとする。 なお、設計図書等については、下水道公社ホームページからダウンロードすることができる。
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和8年2月2日（月） 10時00分から 令和8年2月6日（金） 16時00分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 2階事務室 入札参加を希望する者は、上に示す期間内及び場所に競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を書面により提出すること。
6 設計図書等に関する質問	令和8年1月29日（木） 10時00分から 令和8年2月 3日（火） 16時00分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 2階事務室 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場所に質疑書を書面により提出すること。
7 質問に対する回答	令和8年2月5日（木） 16時00分まで 質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームページで公表する。 入札参加者は質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホームページで掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。
8 入札執行の日時等	入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。 (1) 入札日時 令和8年2月10日（火） 13時30分 (2) 入札場所 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 2階入札会場
9 入札に参加できる者の形態	単体企業
10 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 廃棄物処理法の許可	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、埼玉県及び搬出先の地方公共団体から廃プラスチック類・金属くず・木くず・ガラス陶磁器くずの産業廃棄物収集運搬の許可を受けている者であること。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、廃プラスチック

	類・金属くず・木くず・ガラス陶磁器くずの処理施設がある場所を所轄する地方公共団体から廃プラスチック類・金属くず・木くず・ガラス陶磁器くずの中間処分業の許可を受け、かつ、予定量を十分に処分する能力がある廃プラスチック類・金属くず・木くず・ガラス陶磁器くずの中間処分施設を有している者であること。			
(2) 資格者名簿への 登載	業種		建築物管理	
	申請業務[業務分類(大)]		廃棄物処理業務	
	申請業務[業務分類(小)]		産業廃棄物	
	所在地区分		管轄内又は準管轄内	
	物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和6年埼玉県告示第833号）に、上に示す業務分類の区分で登載されている者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。 なお、下欄「(6)その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
(3) 格付	業種	建築物管理	格付	A級
(4) 業務実績	国、地方公共団体又は日本下水道事業団との請負契約 契約の締結日にかかわらず、平成27年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（地方自治体が出資する法人を含む。）又は地方共同法人日本下水道事業団との請負契約により、産業廃棄物の収集運搬業務及び中間処分業務を元請けとして完了させた実績を有する者であること。 なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員に限ることなく、契約金額出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。			
(5) 現場代理人	本業務委託は「現場代理人の常駐規定の緩和について」のうち、「兼務を認める業務委託」の対象とする。			
(6) その他の参加資格	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした			

	経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（別に定める「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照）。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 ク 埼玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得していること。
11 最低制限価格	設定しない。
12 入札保証金	免除する。
13 支払条件	
部分払	しない。
14 支払方法	完了検査終了後、一括精算
15 現場説明会	開催しない。
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 確認申請書（写）を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。 イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	ア 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。 イ 入札金額については、業務委託の対象となる廃棄物の種類ごとの価格に、予定数量を乗じて得た額の総額を記載すること。 また、入札書には当該総額を算出した内訳書（様式第6－1号）を必ず添付すること（再度入札時も同様とする）。 ウ 入札は、総額で行うが、契約は単価契約であることに注意すること。
(3) 提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（様式第6－1号）を作成し、入札書提出の際に提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 前回の入札において、無効の入札を行った者は、再度入札に参

	加することができない。
(5) 入札の辞退	執行要領第 16 条の規定による。
(6) くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札者の押印のない入札書による入札 イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札 ウ 金額の訂正のある入札書による入札 エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札 オ 入札に参加する資格のない者がした入札 カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札 キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札 ク 他人の代理を兼ねた者がした入札 ケ 2 通以上の入札書を提出した者がした入札、又は 2 以上の者の代理をした者がした入札 コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札 サ 明らかに談合によると認められる入札 シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者同士がした入札 ス 虚偽の確認申請書（写）を提出した入札 セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札
17 その他	(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3) 入札参加者は、(2) に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等（質疑回答書を含む。）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。
18 この公告に関する 問い合わせ先	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社 庶務担当 電話番号 048-421-5861 FAX 番号 048-421-5004

入札金額見積内訳書

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 名

印

件名：産業廃棄物処分業務委託（1）

場所：荒川水循環センター（戸田市笹目地内）

（単位：円）

廃プラスチック類				
科目	1 トン当たりの単価 （税抜） A	予定数量 B	金額（税抜） A×B	備考
収集運搬費（一般管理費含む）		×8.0トン		①
処分費（一般管理費含む）		×8.0トン		②
計	—	—		③＝①＋②

（単位：円）

金属くず				
科目	1 トン当たりの単価 （税抜） A	予定数量 B	金額（税抜） A×B	備考
収集運搬費（一般管理費含む）		×7.0トン		④
処分費（一般管理費含む）		×7.0トン		⑤
計	—	—		⑥＝④＋⑤

（単位：円）

木くず				
科目	1 トン当たりの単価 （税抜） A	予定数量 B	金額（税抜） A×B	備考
収集運搬費（一般管理費含む）		×0.3トン		⑦
処分費（一般管理費含む）		×0.3トン		⑧
計	—	—		⑨＝⑦＋⑧

（単位：円）

ガラス陶磁器くず				
科目	1 トン当たりの単価 （税抜） A	予定数量 B	金額（税抜） A×B	備考
収集運搬費（一般管理費含む）		×0.3トン		⑩
処分費（一般管理費含む）		×0.3トン		⑪
計	—	—		⑫＝⑩＋⑪

（単位：円）

入札金額（税抜）	
合計（③＋⑥＋⑨＋⑫）	